JAPAN Neko-Dasuke NETWORK
いのちにやさしいまちづくり
会員の皆さま号
[p-1]
2007 平成19年10月
Vol.32
発行／著作
NPO ねこだすけ
〒160-0015
東京都新宿区大京町5-15-203
www.nekodasuke.net

地域の野良ねこを、地域ねこに!!

ビル解体のお知らせ

「近隣の皆さまへ、ご迷惑をおかけします。」のチラシが配られていました。

見かけないねこが数日前から、ゴミ集積所のエサを口にしてどこかに運び去ります。
深夜、こちらの集積所も散らかり、物陰から母ねこがうかがいます。
ねこのテリトリー環境に、大きな異変があった様子。

解体のビルは隣の町内ですが、居場所を失ったねこファミリーが、新居を求めてさまよいます。

母ねこが運んだエサで育ったのでしょう、身づくろいも上手になりました。
隣の町内から突然現れた仔ねこたちは、とても愛くるしい!!

どこかのどなたかが、食物を路地裏に置きました。時間が経っているので、蟻がたくさんたかります。
餌皿を洗って連絡先を書いたメモを添え、同じところに戻します。

暫くして「ごはんをあげてはいけないのでしょうか？」と、ご連絡をいただきました。
不妊去勢手術の計画や、餌やりのルールなどを、キャットフードと地域ねこ対策のチラシを手渡しながら話します。

数日後、ご近所の方々数人が世間話しにはずんでいます。
ご夫婦は、「玄関先にゴミの残飯が点々と落ちているの。」「ねこがいるかいないかではなく、ねこが嫌いか好きかの問題で、嫌いです。」
ほかの方が「私の家の周りでしょう。可愛い仔ねこもいるのよ。」
餌皿を持って近付く方も「仔ねこ4匹ね。それにお母さんねこも…」などと、会話に入ります。
丁度居合わせた、ねこに詳しい方が「手術をすればおとなしくなりますね。」などとも話し出します。
ねこ嫌いのご主人も「そうそう、そうらしいね。」

たまたま出会った、野良ねこ世間話しの輪の中で、見知らぬ人たちとのご近所付き合いが広がります。
日が経つにつれ、次第に餌皿の置き場所も増えたようですし、ねこ避けペットボトルも置かれます。

地域ねこ対策を経験した人が、ねこの新しいテリトリーとなったご近所のお宅を訪問し、不妊去勢手術の計画や、ご迷惑の際にはお声がけをいただけるように伝えます。

赤ちゃんねこと大人ねこの中程くらいです。室内で人に馴らす飼いねこ訓練には、知識や経験や忍耐もいる時期です。譲り渡し先探しは、もっと小さな赤ちゃんねこがだんぜん優位です。

ここのファミリーは、ほんの数カ月で出産のできる大人ねこに育ちます。もう手術に耐えられそうな体重の仔もいます。
ご近所の皆さまにも気にかけられていますし、いがみ合う程、ご近所関係が険悪でもなさそうです。

行政にも報告しながらすすめる、この町内の「地域ねこ対策」は、これからの様子を見ながら進みます。
突然現れた野良ねこファミリーと、ねこを取り巻く人々のコミュニケーションが毎日続きます。

ボランティアの体験に基づきました。
写真は本文と関係ありません。

地域ねこってな～に？…のおさらい。

行政が6～7年前から使ったチラシ文章の一部を、そのままB3サイズのパネルとポスターにしました。チラシは20箇所を超える地域ねこエリアで配られ、飼い主のいない猫対策が浸透しました。

行政が配付したチラシから 1

これまで「飼い主のいない猫」については、ふん尿やいたずらなどの被害があっても、対策がありませんでした。

飼い猫であれば飼い主に苦情を言うこともできますが、相手が「飼い主のいない猫」では不満の持って行き場がなく、結局被害を受けている方は猫を憎むようになってしまい、餌を与えている人との感情的な問題や、猫を傷つける事件などが起きることにもなります。

もともと「飼い主のいない猫」は飼い猫が捨てられふえたりしたものです。

なにより猫の飼い主の方が、責任ある飼い方をすることが大切です。そうすれば不幸な猫は、これ以上ふえないはずです。

そのうえで、今いる「飼い主のいない猫」をどうするかを考えていかなければなりません。

© 2007 NPOねこだすけ

行政が配付したチラシから 2

その方法として、猫を排除するのではなく、これを地域の問題としてとらえ

1. 猫も命あるものだという考え方で、
2. その地域にお住まいの皆さんの合意のもとに、
3. 地域で猫を適正に管理しながら共生していく、

という活動が広がっています。

具体的には、不妊去勢手術を行ってこれ以上ふえないようにしたうえで、適切に餌を与え、食べ残しやふんの掃除をして管理していくというものです。

屋外の猫の寿命は4年程度といわれていますから、このような管理がうまく続けば、「飼い主のいない猫」の数は減少していくものと考えられます。

平成13年に配られたチラシが、「野良ねこ対策」のお手本になっています。

地域ねこ対策で、野良ねこ問題は解決にすすみます。

© 2007 NPOねこだすけ

チラシの奥にある意味は…

飼い主も持ち主もいない野良ねこに、法令を行う立場の行政はなすすべがありませんでした。

ねこには持ち主がいなくても、人と関わりを持つ愛護動物と決められていますので、保健所で引取ることも、もちろん殺すことも、よそに置きざることもできません。

一般の人の中には、餌をやる人をねこの飼い主とみなしてしまうことが多いです。しかし、餌をやる人がねこの所有者の権利を持ちたい、と思うことはほとんどありません。そのため長い間、餌をやるからねこが棲みつくという人と、餌をやり続ける人の対立になりました。

行政には、野良ねこの所有者権利を他の誰かに与える権限がありませんので、餌をやり続ける人を飼い主と決める訳にもいかないのです。

近年の野良ねこは、ペットブーム社会の落とし子ともいわれます。野良ねこ問題のその前に、ペットのねこの飼い主さんへの飼い方指導が大切になりました。

エリアが限られる地域ねこ対策では、正しいペットの飼い方指導が行われ易くなります。法令順守の指導は行政の得意分野です。特に繁殖制限は重大でした。

犬とねこの繁殖制限や終生飼養のほか、捨てねこ違反などの意味を知らない飼い主さんも多いのです。

法令には愛護動物の所有者や占有者の規定に、新しく「保管」も組み込まれました。野良ねこ迷惑を思う人が、ねこを駆除しようとするとき、一時的にでも捕まえて「保管」しますから、捕まえた人にもねこの適正な終生飼養の責務が課せられる、という理屈も通ります。

行政はそのようにして捕まえたねこを、「飼い主からの申請」と偽った致死処分の引取りも受け付けられません。持ち主というならば、やはり同じように終生飼養しなくてはいけません。どこかに運び去ると捨てねこ違反になってしまいますし、殺しても犯罪です。野良ねこへの不妊去勢手術が注目されます。

なすすべのなかった野良ねこ対策のきっかけは、迷惑被害地域全体の環境改善という発想でした。餌出しを禁止してもなくならないという現実も経験していました。餌の出され方を工夫してみようと考えた時、何もできないよりは何かを行っていこうという意見になります。

平成11年の新聞には「街が飼い主・地域猫」の見出しがあります。地域のねこの飼い主責任は曖昧ですが、野良ねこに目を向ける人は必ずいます。地域ぐるみで不妊去勢手術対策に歩み出す時、目の前の障害のひとつひとつが解決していきました。「地域ねこ、100箇所あれば100通り」でした。

地域ねこ対策の浸透したところでは、野良ねこ迷惑苦情も引き取り申請される仔ねこの数も、目に見えてなくなっていきました。

地域ねこのポイントと欠点。

地域ねこのポイントは、「歴史的にも餌出しはなくならない。」です。餌出し問題の肯定や否定にこだわっても、野良ねこ対策に直結するとは限りません。

地域ねこの欠点は、「明日から直ぐに全面解決はしない。」です。時間はかかりますが、ひとつひとつの野良ねこ迷惑対策を着実に行えます。

東京都：飼い主のいない猫との共生プログラム

2頁のチラシをお手本に行われています。

平成１３年から15年にわたって実施された「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」は、地区認定目標10ケ所の倍、20ケ所決定という成功をもって終了しました。

その成果を受け、平成18年の環境省指針を先取りするかたちで策定された、東京都：動物愛護管理推進計画のなかに「飼い主のいない猫との共生プログラム」として受け継がれ、平成17年度より5年計画で行われています。

新しくなった共生プログラムが、旧モデルプランをさらに拡充している大事なポイントが2つあります。

ポイント（1）指定地域の活動組織

旧モデルプランでは、活動組織が既存の町会・自治会・商店会などの住民組織に限られていました。

新プログラムは住民の方が発足させた活動組織から市区町村を通じて、都への申請が可能になりました。

お忙しい町会長、自治会長のご負担なく申請を行えます。大事な点は活動組織が住民中心ということです。

近所のボランティアさんが組織のメンバーとなり、活動のお手伝いをすることは大切ですが、組織事態はあくまで住民が主体です。

そのため、町会の方々にご説明会を行い同意を得る必要があります。またご近所でアクションメンバーを増やすことも大きなサポートです。

ポイント（2）指定地域の条件

旧モデルプランは、既存の住民組織からの申請のため、人が居住する生活の場所に限られていました。

新プログラムは、住民主体の組織があるとき、公園・河川敷などの公共施設にまで範囲を拡げています。

旧モデルプランでは、猫の多い河川敷や公園などが外されていたため、地域住民の理解を得られなかった、という苦悩もありました。

人の集まる公園、河川敷などが新プログラムの指定地域となれば、餌やりやトイレなどの管理も行いやすくなり、清潔な環境づくりに役立ちます。

プログラムをすすめている現場の状況

現在、指定地域を目指している地域の中からいくつかをご紹介します。

1.住宅地

学校と住宅地を徘徊する猫10匹あまりに不特定多数の方が餌を与え、不衛生な状況でした。みかねたご近所の方が清掃と手術を始め、行政担当者にもご報告しながら活動しています。

活動されている方が町会の住民ではないので、現場の地域の方との接触を求めて、捕獲時のチラシ配りやポスティングを行っています。

町会長にお話しし、町会掲示板にチラシの掲示をさせていただきました。地域住民主体の活動組織を作るため、ポスティングなどで住民メンバーを募集中です。

2.公共団地

2つあります。1つは、最初のご相談者が団地住民の方でした。自治会幹部が外猫の世話をして苦情を受けていたもので、自治会長をご相談者の住民の方が説得し、現在指定地域を目指しています。

自治会に中心となっていただき、役員や住民の方にご説明会を行う予定です。地区の行政担当者も初めての試み、と喜んでくださいました。

2つめは、苦情を受けている自治会長からのご相談です。こちらもこれから住民の方にご説明会を行い指定地域を目指します。

3.公園

小さな公園には、猫も多いのですが大変きれいです。主体となる活動組織の名称も「○○環境美化の会」として、糞だけでなく空缶などのゴミも清掃しています。

糞やおしっこなどの臭い消しに、水に溶かした入浴剤で工夫されていました。ご一緒の現場巡りでも「こんにちわ」と行き交う方々からご挨拶を受け、とても大事な地域密着のコミュニケーションが素敵でした。

この他にも対策中の場所がありますが、旧モデルプランにくらべ、新プログラムは広報不足もあり、結果が数件しか出ていません。

どうか皆様、新プログラム指定地区を目指してください。旧プランの浸透が評価され、環境省の指針にも、猫との共生ガイドライン作成が組み込まれました。

東京都が先行したトライアルプランの成否を、国が判断し都道府県におろしたと思われます。

新プログラムで結果を残せなければ、猫との共生ガイドラインそのものが消滅する可能性もいなめません。

まだまだ地方のボランティアさん、猫さんは大変苦しい状況です。今でも、野良猫の捕獲駆除に疑問を持たない地方や、餌やり禁止だけを対策とする地域があります。

身近な猫さんのためだけでなく、全国の猫のためにも新プログラムを成功させ、しっかりと根付かせたいと思うのです。新プログラムを拡げていくことで、遠くにいる多くの猫の命を守ることができます。

新プログラムについてのご相談は本部スタッフが承っております。ご連絡お待ちしております。

無条件の餌やり禁止やお家に連れ帰れで、野良ねこ問題はなくなりません。ご近所と、お話し合いのポイントをパネルにしました。

ねこって?? 1

人といっしょに生きてきました。

人の生活環境で生態を続ける本能を持っています。

えさ出しがなくてもあっても人の環境から離れません。

えさを求めてテリトリーを広げます。
●生ゴミの曜日ごとに、ほかの町内を出歩くねこもいます。
●ご近所問題、ご近所で解決!!

地域ねこ対策で、野良ねこ問題は解決にすすみます。

© 2007 NPOねこだすけ

ねこって?? 2

野良ねこは持ち主も飼い主もいないねこです。

無理にどこかへ連れ帰えさせる権限が、実は、だれにもなかったのです。

野良ねこですから、だれかに、えさも出されます。

地域の力で野良ねこも適切に管理しよう、という方法が考えられました。
●えさやり禁止は効果がなく、室内保護ねこの多頭飼養も社会問題です。

地域ねこ対策で、野良ねこ問題は解決にすすみます。

© 2007 NPOねこだすけ

ねこって?? 3

害獣ではないのです。

持ち主（＝飼い主）が、いてもいなくても、法令で決めた愛護動物です。

捕まえて殺すことも、よそに捨てることも犯罪です。

駆除目的の引き取りを、役所や保健所は受け付けられません。

地域ねこ対策で、野良ねこ問題は解決にすすみます。

© 2007 NPOねこだすけ

ねこって?? 4

妊娠率100%

交尾の刺激で排卵します。複数の父ねこの子を、一度に2～8匹産みます。

子ねこは半年も育つと、子づくりができます。

野良ねこにも、不妊去勢手術を行えます。

地域ねこ対策で、野良ねこ問題は解決にすすみます。

© 2007 NPOねこだすけ

※パネルの貸し出しは、所定の申し込み用紙をご請求ください。

エサやるな!! と エサかたづけて!!

餌やり禁止、置きえさ禁止、その大きな違い。

野良ねこを町で見かけたとき、ねこ餌になりそうな何かを探そうとした思いを持つ方は多いもの。

通勤先や住まいの近所で、そっとねこ餌を出すこともあります。

いつもの場所に、いつものように餌が出ているとき、野良ねこ苦情を思う人たちは、一番手軽な「餌やり禁止」を声にします。

古い過去から、野良ねこ迷惑に「餌やるな!!」と、いわれ続けますが、餌やり禁止で野良ねこ苦情のなくなった例を耳にしたこともありません。

ねこはスズメの生態と似ています。人の環境で人に寄り添って生きるので、人の周りの小動物や人から出るゴミも餌にしながら、人の暮らしの中で子孫を残します。人が餌を出しても出さなくても、人と一緒に暮らす生態のねこは生き続けます。

国が作った動物愛護管理法の対象動物は、純粋な野生生物を除く、人と関わりを持つ動物です。

人に飼われていない野良ねこも、動愛法の対象動物です。この法律では、餌やりを禁止する代りに、餌をやることによって起きるさまざまなことがらに気を配るように促しています。

健康なねこは繁殖力を発揮しやすくなるので、生殖を抑える工夫やそのほかです。

餌をやるとかやらないとかは、野良ねこ対策の第一番の要点では無いことを国は知ってます。

多くの行政マンは、餌やり禁止指導の効果を疑いながらも、野良ねこ苦情対策の方法にします。

その訳は…、野良ねこ苦情を思う人々が最初に言う「餌やるな!!」と同じような考えからです。

飼い主責務の給餌と、単なる餌出しを同等に位置付けることで、野良ねこ苦情の解決法を探ります。

条例の対象動物を「飼い主のいる動物」と決めた自治体があったので、その後によその自治体がそろって深い意味もなく前例に従いました。

原則として法律を超えた条例を作れませんが、その条例は法律を取り違えた条例だったことにも気がつきません。飼い主のいないねこに、この自治体の条例ではなすすべがないので、野良ねこにも飼い主がどうしても必要になり、餌出しと飼い主を同列にします。

「飼い主」とは、一般的な「物」などに与えられている例と同じように、お金やその他などに代えられる価値を含む権利と義務を持つ人です。

どこかの花に毎日水をさしても、手折って持ち帰えられる「自分の花」になりません。

ねこの餌を置いても、食べるねこが自分の持ち物とは限らないので、飼い主権利や持ち主権利のやり取りにはなりません。

「餌やるな!!」「餌をやるなら持ち帰れ!!」の続く原因は簡単です。歴史を振り返っても、餌を出す人と野良ねこからの生活迷惑苦情がなくならないからです。

法律ではねこが増えて飼えないときの繁殖制限や、飼いはじめたら一生涯飼い続ける責任のほか、弱らせる・捨てる・傷つけ殺すなどの犯罪防止を、ねこを飼いまたは扱う人々が必ず守るように決めています。

この法律の内容がきっちり行われていたと仮定するとき、飼い主や持ち主のいない野良ねこはいない筈です。野良ねこがいるのは、法律を行うための行政が、今まで何もしてこなかったと思われても仕方ありません。

行政が何もしてこなかったのだったとしたら、そのことが原因で人の近くに棲み出した野良ねこです。ねこ餌を置くだけで、持ち主権利を口にするのは道理の筋道が逆です。野良ねこがいるので、餌を出す人もいなくなりません。特別な場合を除き、ねこの持ち主権利が欲しくて、餌を出し続ける人もいません。

迷惑苦情をなくすために、行政が無理なく直ぐに指導を始められる、野良ねこ管理方法があります。

●これ以上の野良ねこを出さないための、ねこの持ち主や扱い者などに対する適切な行政指導。
●捨てねこ違反の抑止と検挙。
●野良ねこの繁殖制限手術のすすめ。
●それらの管理方法の合意と浸透。
そして……
●ねこ餌が環境を汚さないための「置き餌の禁止」。

繁殖制限手術の終わった野良ねこが、餌を食べこぼしたら片付ける対策のとれる地域では、野良ねこ苦情も、引取り申請される仔ねこもなくなってます。

地域ねこ対策を取り入れる行政が使用している、「置きえさ禁止」のプレート看板。

ちいさないのちに やさしいまちづくりをめざして

ホームページのブログ
http://blog.livedoor.jp/chiikineko/

ねこだすけホームページからリンクしているブログ、「地域猫・地域ねこ・ちいきねこ」に、活動のおおまかなレポートの一部を掲載しています。ねこだすけニュースや号外のバックナンバーをホームページからプリントできます。

講座、セミナー、集会は…

兵庫県尼崎市主催の「野良猫対策活動講習会」で講師講演。6月19日［ねこだすけニュース号外16号に掲載］
　主催した市の予想を上回る多くの受講者が参加しました。繁殖制限手術の実行や、7月より尼崎市で本格的に始まる「地域ねこ」の仕組みのほか、地域ねこの基礎知識などをねこだすけも紹介。

世田谷区役所主催、第6回飼い主のいない猫対策セミナー。ねこだすけも講師講演。7月7日

新宿区内の地域センターで。近隣住民の方へ地域ねこ活動の説明会。地域で活動している方や保健所職員と共にねこだすけも。7月18日

ふなばしニャンポジウム　主催は、ふなばし地域ねこ活動。NPOねこだすけが後援。船橋市三田公民館で地域猫活動セミナー。9月9日

第6回狛江にゃんにゃんセミナー。共催は狛江市と狛江地域ねこの会。NPOねこだすけが協働。狛江市あいとぴあセンターで、「猫をめぐる協働」について。9月16日

福生にゃんにゃんフォーラム　共催は福生市と福生地域ネコの会。福生市福祉センター集会室。ねこだすけもパネリストで参加。9月29日

地域ねこパネルの展示。三河動物福祉の会ハーツ9月23～。岡山動物愛護会10月7日。早稲田鶴巻ネコの会10月14日。相模どうぶつ愛護の会10月20日、ほかにパネル貸し出し。

協働をめざす、事前の準備…

市が主催予定の地域ねこシンポジウムについて、情報交換。6月15日、於ねこだすけ事務所。

区の行事の情報交換と、動物愛護推進員の地区活動報告会。今後の行動計画。7月12日、於保健所。

保健所を訪問。団地で活動を開始した住民の方、保健所担当者と、東京都の飼い主のいない猫との共生プログラム認定地区についてなど。8月22日

保健所職員と協働の行事や、地域ねこ対策の打ち合わせ。9月4日、11日ほか。於ねこだすけ事務所。

保健所を訪問。学校近辺の野良ねこ対策を開始した住民の方と、都のプログラム認定について。住民の方と現場視察。9月14日・20日

行事計画

第一回地域猫パネル展と相談会
10月27日（土）午後1時から
大田区立生活センター
入場無料・予約不要
おおた環境美化の会主催

第一回パネル展
相談コーナーあります。
11月4日（日）午前11時から
所沢市松井公民館オープンスペース
地域有志・所沢ねこの会主催

第三回地域猫セミナー
講師講演・パネル展示・個別相談
11月11日（日）午後2時から
すみだ生涯学習センター
すみだ地域ねこの会主催

●どうぶつとの絆イベント情報は… http://nyanko.circle.ne.jp/event/animals.html

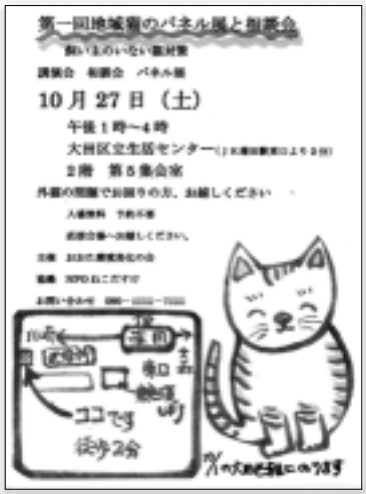

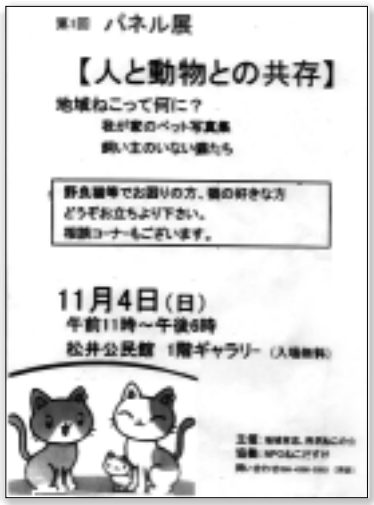

　第7回飼い主のいない猫対策セミナー、世田谷区主催。11月10日。
　人と猫と調和のとれたまちづくりセミナー・パネル展。11月19～23日、協働主催新宿区、などが開催されます。
　ボランティア手作りのチラシなどでもお知らせしています。
　セミナーへのご参加はもちろんですが、当日の運営や、開催に向けた事前準備のお手伝いヘルパーさんを募っています。

ペットブームといわれる中で、人とねこ、人と人との関係づくりもすすみます。ブログとホームページから引用しました。

ブログより（1）「地域に根付く住民活動を目指して」、去年よりも力が入ります。

１人の地域ねこリーダーがいるところの野良ねこたちは、もっともっと棲み易くなる筈。そのようなお話し合いを具体化するために、何度も何度も相談の足を運びました‥‥。といっても、「出来ることを、出来る範囲で、無理をしないで‥」のモットーを外しません。

無理が過ぎると愚痴も出ますし、出る杭は打たれ易くなるのも世の道理なのだそうです。

ご近所のねこ好きな餌やりさんたちが、必ずしも地域ねこに積極的とも限りません。例えば、人見知りで対話の苦手な方がいらしたとき、「ご近所への普及や啓発をご一緒に!!」と、二人で歩き始めてもなかなか先に進めません。

「えいやっ！！私が話しをつけておく。」

「えっと、話しのつけ方はどうするのでしたかしら？」　そんなときの「話しのつけ方」が得意でコツを心得た他のリーダーにちょっとお知恵を拝借しながら、「動くと、結果はついてくる。」の心意気をずっと今でも持ち続けています。

ご近所さんへの「話しのつけ方」のテーマも決めました。「きのうの失敗は、あしたの肥やしってヤツデ、ねぇご隠居さん。」辛い思いも随分と経験しましたが、前進志向のノリノリで、おアトがスッキリするような話しのつけ方をお披露目しようと計画が進んでいます。

ブログより（2）「行政が考える、ペットとの共生」について。

「動物との共生」や「人と動物との調和」のほか、「飼い主のいない猫との暮らし」などを考える行政が増えました。しかし、行政が「ペット」に特化した「共生」を考えたとき、混乱が起ります。

数年前のこと、ある役所に「法令による、愛護動物の所管はありますか？」と尋ねました。役所は自信を持って「愛玩動物の犬やねこ問題を適切に担当しています。」とのこと。未だ当時は役所が「地域ねこ」に理解を示していなかったので、動物とは愛玩動物、つまりペットという考えでした。

ペット→飼い主→所有者や取扱者→所有の権利と義務、などの流れでしたので、所有者のいる愛玩動物に限らず、飼い主のいない野良ねこ問題には、考え方の基準が定まらずにいました。

その後時間をかけながら役所と「野良ねこ＝持ち主のいない愛護動物」という考えに合意を得られる話し合いを続けました。今年から「地域猫対策」を行うまでになりました。

ペットとの共生を考える役所にも「ペット」という表現の中に、愛玩動物や家庭動物と異なる、飼い主のいない愛護動物が必ず含まれます。ある行政は市民有識者の懇談会などを組織します。構成員が動物を、飼い主のいる家庭動物や愛玩動物と考えるとき、懇談会答申の内容で市民に混乱を巻き起します。

ブログより（3）「地域ねこの進展経過」

地区のボランティアさんと一緒に、まるで『行政マンへ、地域ねこの同行セールス』のような面談が続きます。

行政マンをターゲットの、この同行セールス？には「購入費用？」がいらないので、売り込まれてもフトコロがいたみません。なごやかにセールスが進みます。

条件があるとすれば、行政の求める「社会活動」をどのように具体化するのか？などがセールスポイントです。

地域ねこを、「野良ねこの健康や福祉を守るための活動」と思う行政マンが多いです。

極端ですが、行政は法令にないことを行いません。もっと極端には「野良ねこの健康や福祉を守る」法令の根拠は「傷つけ、殺すな」という罰則程度です。野良ねこの管理を「環境保全の社会活動」と評価されるとき「地域ねこ」の売り込みも成功に近付きます。

ここでは、野良ねこ迷惑被害を抑えるための、TNR（保護・手術・返還）を進めました。環境保全に役立つTNR活動をめざしていることを、町会などに知っていただく段階まで進展です。行政相手のセールスが、町内の個別訪問セールスに変っていきます。

社会には「不適切」が原因の事件も多いです。１人の力では「適切」への改善が困難なとき、関係づくりのできている、人と人の力を合わせます。例えば、動物のいのちを思い何かを行う人たちのネットワーク、アニマルウエルフェア(AWN)連絡会「www.dobutu.net」の情報を見聞きしました。

トップは、野良ねこへの餌やり禁止根拠法令事件です。中途半端な知識で法律をふりかざすのは危険ですが、同連絡会が数々の行政所管と情報交換したところ、餌やり行為そのものを禁止する法令根拠は無いに極めて近い、という結論です。餌やりとみなし飼い主の関係を成り立たせる根拠法令も同じという結果です。

野良ねこ対策の多くは「餌やり禁止」と「餌をやる飼い主ならば、ここから連れて行きなさい。」です。「野良ねこは所有者不明のモノなので権利を預けます。」これは、一見道理に合っているようで迷います。

野良ねこは遺失物ではないですから、所有権利者有無の判断を行政は行いません。所有権利者がいない前提の野良ねこですから、自ら進んで所有者になろうとするときには、行政も止められません。

逆の見方では、野良ねこの所有の権利をだれかに与える資格も権限も行政には見つかりません。餌やりイコール飼い主という道理は成り立ちませんが、周辺環境を侵す恐れの強い餌やりには、人と人の関係づくりの上からも注意が必要と考えられています。

手術が終わりました。
おおった布を少しだけ開けて…

書籍案内

上梓本をいただきました。

わたしのノラネコ研究　山根明弘著　理学博士　博物館学芸員　専門は動物生態学と集団遺伝学。さ・え・ら書房刊　本体１３００円　他に、日本動物大百科の分担執筆など。

猫おばさんのねがい　中川智保子著　ハート出版刊　本体１３００円　著作者から直接多数の献本をいただき、多くの皆さまにお渡しできました。

どうぶつたちに、ありがとう　児玉小枝著　動物のフォトエッセイスト。日本出版社刊　本体１２００円　他に、どうぶつたちへのレクイエム・明るい老犬介護など。

お知らせとお願い

●ねこだすけニュース、「会員の皆さま号」はスタッフ手作りの簡易印刷で、部数が限られます。
　工場印刷のねこだすけニュース発行の合間にお届けしました。

●スタッフシフトの関係から、Eメールでのご相談はできません。お手数ですがお電話かファックスでご連絡ください。おおむね毎週火曜日の夕方から、お電話をお受けしています。
　ご連絡の際には、おところ、お名前、返信先お電話かファックス番号と、ご用件の概略をお願いいたします。
　お返事まで時間のかかる場合もありますので、どうぞおゆるしください。

●「地域ねこ」のペーパー資料ファイル「ねこファクトシート」を頒布しています。行政担当者などとのお話し合いなどに活用しています。お役立てください。（部数に限りがありますのでご容赦ください。）

●野良ねこのTNR＝トラップニューター・リターン（T保護、捕獲・N不妊去勢手術・R返還）に限りお使いいただける、トラップケージを貸し出しています。
　貸し出し費用はかかりませんが、送料をご負担ください。原則として期間は一ヶ月以内です。又貸しはしないでください。（所定の貸し出し申し込み用紙をご請求ください。）
　感染症などを防ぐため、使用後はなるべく水洗いなどの後、屋内に保管してください。
　捕獲のご都合などで、一ヶ月を超える際には、必ず定期的に返却してくださるか、ご連絡をお願いいたします。調整や整備を行っています。

●地域ねこ対策の展示パネルを、講座やセミナーの際に使用しています。
　スタッフ手作りのため汚れも目立つようになりました。制作を計画していますが、従来のパネルの貸し出しにお応えしています。（所定の申し込み用紙をご請求ください。）

●動物の法律などがテーマの、ポスターにもご利用いただけるカラーのチラシ類を、ホームページからプリントいただけるように努めています。
　ウエブ環境に馴染みの少ない皆さまには、郵送や宅配などでもお届けしています。
　ねこだすけメーリングリストなどを通じて、各地のボランティアさんに、配付用プリントのお手伝いをお願いしています。プリントアウトにご協力をお願いいたします。

●「地域ねこ」をお考えの皆さまから、地域行政対策などのお問い合わせが多くなりました。
　事前にお電話や面談で詳しいお打ち合わせをお願いしています。ご連絡ください。
　ホームページのブログに、行政との協働を目指す「地域ねこ」の経過や結果の情報掲載に努めています。更新が遅れがちですがご容赦ください。

●ねこの保護や管理のほか、地域ねこプランや、人と動物との適切な関係づくりをすすめるためのご支援をお願いいたします。
　ねこの保護用品やフードのほか、書き損じはがき、未使用の切手やテレフォンカード、収入印紙、商品券などは特にありがたい支援品です。

●デスクワークボランティアさんを募っています。ご連絡をお待ちしています。

小さな声を大きく強く!!　地域ねこネットワーク!!

ご支援、ご賛同をいただきますと…

ねこだすけニュースをお届けし、動物の擁護や福祉の普及啓発広報事業などをお知らせします。

会員種別	年会費	摘　要
A ジュニアパートナー	1,000円	高校生以下
B パートナー 3	3,000円	個　人
C パートナー 5	5,000円	個　人
D パートナー 7	7,000円	個　人
E サポーター	10,000円以上	個　人
F スポンサー	5,000円以上	法人・団体・企業
G ご寄付		年会費を除く随時

※NPO制度の構成員(例：会社などの社員に当たる)を正会員といい、A～Fはいづれも賛助会員です。種別は会費のご負担額をお選びいただけることを目的にしており、次年度より変更できます。

●アクション会員やサポーター会員、パトロン制度などの区別はありません。特別の場合を除き活動への参加は任意で自由です。

※地域ねこプランが拡がっています。
どうぞ対策費のご寄付をお願いいたします。

入会お申込・お問い合せは…

電話・Fax.　03-3350-6440
郵送・宅配　〒160-0015
東京都新宿区大京町5-15-203
NPO ねこだすけ
http://www.nekodasuke.net

郵便振替	口座番号　00130 - 9 - 362975 加入者名　ねこだすけ

振替用紙通信覧に下記点線内の必要事項をご記入ください。

お申し込み年月日：　お名前：　ご住所／郵便番号：　お電話番号：
Fax番号：　会員種別：　年会費：　　円
※寄付金：　　円
※ご寄付のある場合やご寄付のみの際にはご記入をお願いいたします。

ご入金確認日の前月までを会員年度(※**宛名シールに印字されている期日**)とさせていただきます。金融機関やATMをご利用の際には会員ご本人とお振込名の相違などで確認が困難な場合もありますので、お手数ですがFaxなどでのご連絡をお願いいたします。金融機関はみずほ銀行とさわやか信用金庫をご利用いただけます。**●会員年度の間違いや、このニュースが不適切に届けられた際にはご容赦ください。**

活動　地域ねこプランや、ねこの保護救済以外の活動内容

●動物愛護の普及や啓発
●動物の法令の普及啓発と実行の推進
●全国の愛護動物行政に対する適切な執行のお願い
●不適切な行政措置や慣行による違法措置などの改廃
●緊急災害時、動物救済要綱などの制定推進
●不適切に飼養される動物の改善
●生物多様性に関する動物の保全
●不適切な動物愛護風潮の抑止
●動物擁護の普及
●動物福祉の推進
●動物愛護普及啓発イベントの開催
●動物ネットワークの推進
●学習会や相談会
●ねこの譲渡・飼い方相談
●チームや支部などの支援ほか